

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第79号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																															
1	別表第4（第2条関係） 保健福祉事務関係手数料	別表第4（第2条関係） 保健福祉事務関係手数料																															
	<table border="1"><thead><tr><th>事務</th><th>名称</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>32 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査</td><td>大麻草採取栽培者免許申請手数料</td><td>7,500円</td></tr><tr><td>33 大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項の規定に基づく大麻草採取栽培者の登録事項の変更</td><td>大麻草採取栽培者登録変更手数料</td><td>[略]</td></tr><tr><td>34 大麻草の栽培の規制に関する法律</td><td>大麻草採取栽培者</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	事務	名称	金額	[略]			32 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査	大麻草採取栽培者免許申請手数料	7,500円	33 大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項の規定に基づく大麻草採取栽培者の登録事項の変更	大麻草採取栽培者登録変更手数料	[略]	34 大麻草の栽培の規制に関する法律	大麻草採取栽培者	[略]	<table border="1"><thead><tr><th>事務</th><th>名称</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>32 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査</td><td>第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料</td><td>21,100円</td></tr><tr><td>33 大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者の登録事項の変更</td><td>第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料</td><td>[略]</td></tr><tr><td>34 大麻草の栽培の規制に関する法律</td><td>第一種大麻草採取</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	事務	名称	金額	[略]			32 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査	第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料	21,100円	33 大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者の登録事項の変更	第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料	[略]	34 大麻草の栽培の規制に関する法律	第一種大麻草採取	[略]	
事務	名称	金額																															
[略]																																	
32 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査	大麻草採取栽培者免許申請手数料	7,500円																															
33 大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項の規定に基づく大麻草採取栽培者の登録事項の変更	大麻草採取栽培者登録変更手数料	[略]																															
34 大麻草の栽培の規制に関する法律	大麻草採取栽培者	[略]																															
事務	名称	金額																															
[略]																																	
32 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査	第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料	21,100円																															
33 大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者の登録事項の変更	第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料	[略]																															
34 大麻草の栽培の規制に関する法律	第一種大麻草採取	[略]																															

第7条第3項の規定に基づく大麻草採取栽培者の免許証の再交付	免許証再交付手数料	
[略]		

第7条第3項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者の免許証の再交付	栽培者免許証再交付手数料	
[略]		

2 別表第2（第2条関係）

ふるさと振興事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
2 旅券法（昭和26年法律第267号）第5条の規定に基づく一般旅券の発給	[略]	2,000円 <u>（旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、4,000円）</u>
[略]		

別表第2（第2条関係）

ふるさと振興事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
2 旅券法（昭和26年法律第267号）第5条の規定に基づく一般旅券の発給	[略]	(1) <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下この項において「法」という。）第3条第5号に規定する書面等により申請する場合</u> 2,300円 <u>（旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、4,300円）</u> (2) <u>法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合</u> 1,900円 <u>（旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、3,900円）</u>
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年3月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は公布の日から、表2の項の改正部分及び附則第4項の規定は同月24日から施行する。

(経過措置)

2 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号。以下「改正法」という。）附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第2条の規定による改正前の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第6条第3項の規定による大麻草採取栽培者の登録事項の変更及び同法第7条第3項の規定による大麻草採取栽培者の免許証の再交付に係る手数料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に改正法附則第7条の規定に基づきされた第一種大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査については、この条例（表1の項の改正部分に限る。）による改正後の岩手県手数料条例別表第4の32の項の規定の例により手数料を徴収する。

4 この条例（表2の項の改正部分に限る。）による改正後の岩手県手数料条例別表第2の規定は、表2の項の改正部分の施行の日以後にされる一般旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた一般旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。